

議案第34号

北栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めること
について

北栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則
第2条の規定により委員会の意見を求める。

平成30年5月23日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

北栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成
17年北栄町条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)		
区分	報酬額	費用 弁償	区分	報酬額	費用 弁償
		略			略
略			略		
略	略	略	略	略	略
嘱託医	略		嘱託医	略	
部活動指導員	予算の範囲内 で教育委員会 が別に定める 額		その他法令、条 例による委員	略	
その他法令、条 例による委員	略				

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第35号

北栄町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定
について

北栄町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成30年5月23日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 4 号

北栄町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町学校給食センター管理運営規則(平成 17 年北栄町教育委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第 2 条 給食センターは、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 2 条に定める目的達成のため、次の業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>食数管理及び給食費の徴収</u>に関すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(献立表の作成)</p> <p>第 4 条 献立表は、特に栄養量の確保、安全食の供給価格の適正等を重視して立案し、学校・<u>こども園</u>及び家庭等にも配布する。</p> <p>(配送)</p> <p>第 10 条 配送に当たっては、特に安全と衛生に留意し、搬入に際しては、学校及び<u>こども園側</u>に連絡しなければならない。</p>	<p>(業務)</p> <p>第 2 条 給食センターは、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 2 条に定める目的達成のため、次の業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>給食会計及び一般事務</u>に関すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(献立表の作成)</p> <p>第 4 条 献立表は、特に栄養量の確保、安全食の供給価格の適正等を重視して立案し、学校・<u>幼稚園</u>及び家庭等にも配布する。</p> <p>(配送)</p> <p>第 10 条 配送に当たっては、特に安全と衛生に留意し、搬入に際しては、学校及び<u>幼稚園側</u>に連絡しなければならない。</p> <p>(給食費の額)</p> <p>第 14 条 <u>給食費は、園児、児童、生徒、職員その他に区分する。給食費の額は運営委員会で審議し、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が決定する。</u></p> <p>(給食費の徴収)</p> <p>第 15 条 <u>児童、生徒及び園児(以下「児童等」という。)の給食費は、児童等の保護者が負担する。集金について</u></p>

<p>(その他) <u>第 14 条</u> 略</p>	<p><u>は、職員がその任に当たるものとする。</u> (給食払戻金) <u>第 16 条 連絡済みの 3 日以上にわたる休食児童等及び所定日数に満たない休食校に対しては、給食費の払戻しを行うものとする。</u> (その他) <u>第 17 条</u> 略</p>
----------------------------------	---

附 則

この規則は、平成 30 年 5 月 15 日から施行し、改正後の北栄町学校給食センター管理運営規則の規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○北栄町学校給食センター管理運営規則

平成 17 年 10 月 1 日
教育委員会規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北栄町学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年北栄町条例第 76 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、北栄町立学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 給食センターは、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 2 条に定める目的達成のため、次の業務を行う。

- (1) 給食物資の調達に関すること。
- (2) 給食の調理及び配送に関すること。
- (3) 献立作成、衛生管理、栄養その他調査研究に関すること。
- (4) 施設及び設備の管理に関すること。
- (5) 食数管理及び給食費の徴収に関すること。
- (6) その他給食センターの運営に関すること。

(職員)

第 3 条 条例第 5 条に規定する職員は、他に特別な定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) センター長
 - (2) 事務職員
 - (3) 学校栄養職員
 - (4) 給食調理員
- 2 センター長は、教育長の命を受け、給食センターの業務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務職員は、上司の命を受け、担当業務に従事する。
- 4 学校栄養職員は、献立の作成その他栄養、衛生に関する業務に従事する。
- 5 調理員は、調理等に従事する。

(献立表の作成)

第 4 条 献立表は、特に栄養量の確保、安全食の供給価格の適正等を重視して立案し、学校・こども園及び家庭等にも配布する。

(調理作業)

第 5 条 調理に当たっては、学校栄養職員の指導する調理計画に基づいて衛生的かつ能率的に処理しなければならない。

(給食保存)

第 6 条 検査のため、当日の原材料及び調理済食品を摂氏マイナス 20 度以下で 2 週間以上保存しなければならない。

(物資購入)

第 7 条 物資購入については、業者からの入札又は見積書による購入を原則とする。

(検収)

第 8 条 納品の検収は、厳正に行い不適格品のあった場合は、取替え又は返品するものとする。

(分配)

第 9 条 各容器への分配は、清潔丁寧を旨とし、分量、食品内容に不公平のないよう留意しなければならない。

(配送)

第 10 条 配送に当たっては、特に安全と衛生に留意し、搬入に際しては、学校及び子ども園側に連絡しなければならない。

(回収)

第 11 条 給食の食器は、必ずその日のうちに回収しなければならない。

2 食器・食缶等に破損紛失のあった場合には、センター長に報告しなければならない。

(調理室管理)

第 12 条 調理室の管理に当たっては、衛生と安全を重視し、常に清潔生得が保持されなければならない。

(外来者の入室禁止)

第 13 条 作業中は、外来者の入室を禁止するとともに作業時間外においてもみだりに入室を認めてはならない。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、学校給食センターの管理運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の北条町立学校給食センターの管理及び運営に関する規則(平成 8 年北条町教育委員会規則第 5 号)又は大栄町立学校給食共同調理場管理運営規則(昭和 45 年大栄町教育委員会規則第 10 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 15 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 30 年 5 月 15 日から施行し、改正後の北栄町学校給食センター管理運営規則の規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

小学校でのフッ化物洗口事業の実施についてのアンケート結果（北条小学校）

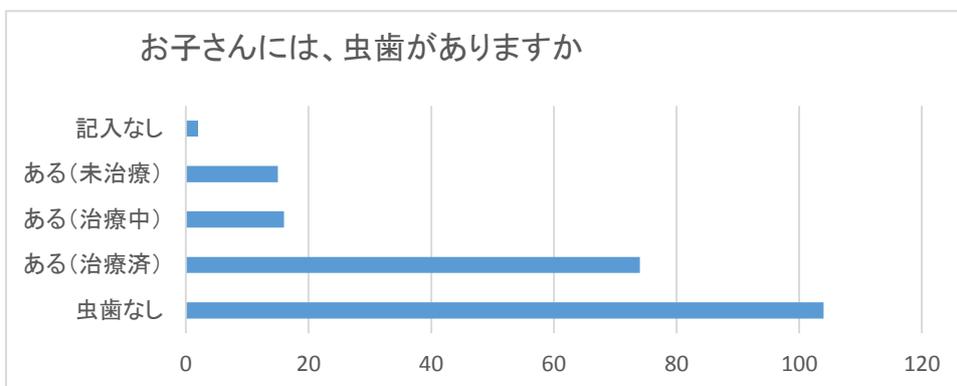
問1 お子さんは、何年生ですか

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
53	45	37	27	19	30

回答(家庭数)
211 / 308 69%

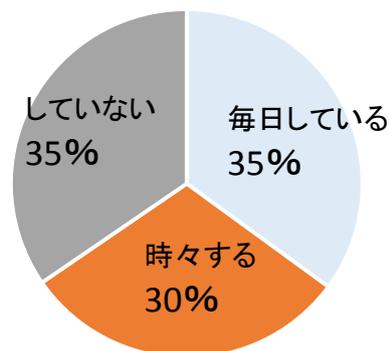
問2 お子さんには、虫歯がありますか

	虫歯なし	ある(治療済)	ある(治療中)	ある(未治療)	記入なし
1年生	29	18	4	2	
2年生	20	20	2	3	
3年生	15	12	4	4	2
4年生	15	9	3	0	
5年生	9	4	2	4	
6年生	16	11	1	2	
	104	74	16	15	2



問3 お子さんに仕上げ磨きをしていますか

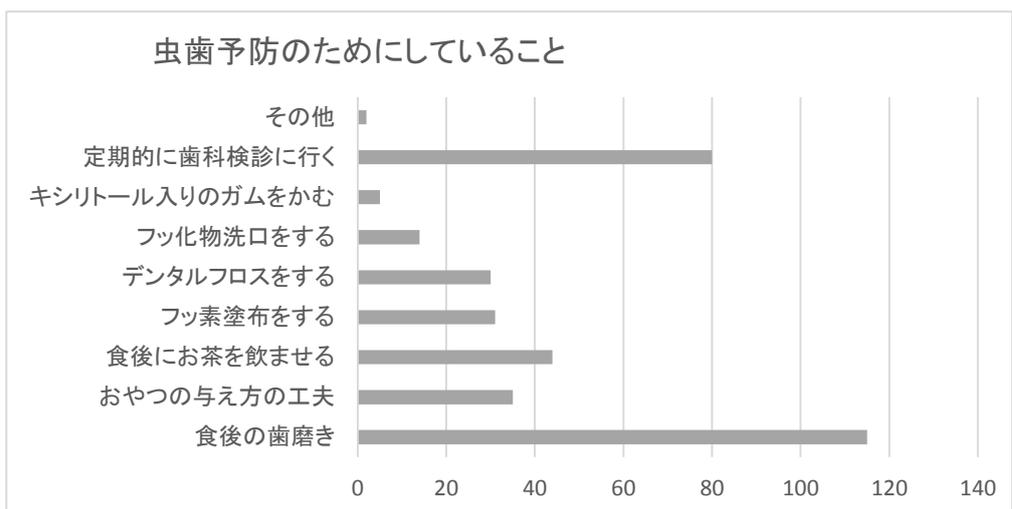
	毎日している	時々している	していない
1年生	37	13	3
2年生	18	18	9
3年生	11	14	12
4年生	5	11	11
5年生	0	6	13
6年生	3	2	25
	74	64	73



問4 お子さんの虫歯予防のためにしていることは、何ですか

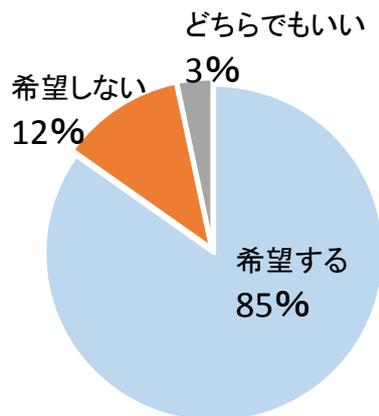
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
食後の歯磨き	25	24	22	19	11	14	115
おやつとの与え方の工夫	9	9	3	6	4	4	35
食後にお茶を飲ませる	13	11	5	6	3	6	44
フッ素塗布をする	8	10	6	5	1	1	31
デンタルフロスをする	9	4	6	3	5	3	30
フッ化物洗口をする	5	4	1	4	0	0	14
キシリトール入りのガムをかむ	2	0	2	0	0	1	5
定期的に歯科検診に行く	19	18	16	12	4	11	80
その他	1					1	2

その他: 歯に良い歯磨き粉を使用 :仕上げ磨き



問5 小学校でフッ化物洗口をすることについての考えをお聞きします

	希望する	希望しない	どちらでもいい
1年生	44	5	4
2年生	39	6	0
3年生	33	2	2
4年生	20	7	0
5年生	18	1	0
6年生	25	4	1
合計	179	25	7



希望する理由

- ・ こども園でもしていたので、継続的にして、虫歯を予防したい(多数)
- ・ 安全性も高く、集団で虫歯予防ができるから(多数)
- ・ 家で、なかなかできないので、学校でしていただけるとありがたい。(多数)
- ・ 歯磨きで、磨けていない所を、本人がわかる
- ・ 虫歯予防になれば色々試したい。
- ・ 小さな頃から、できることはしてあげて、大切な歯を守ってあげたい。
- ・ 学校でみんなでする方が、習慣になりやすいのでは。

希望しない理由

- ・ 先生にすべてお願いするのではなく、各家庭で出来るかぎりしたうえで、学校でもしていただけるのであれば、ありがたいと思いますが。
- ・ 先生方の本来の業務ではないので、負担をかけたくない。
- ・ 先生の負担も大きいのでは。自宅で予防するべきだと思うから。
- ・ 希望しないと決めた子は、差別につながりかねないので、学校での実施はやめていただきたい。
- ・ まずいから。
- ・ フッ化物洗口で先生方の時間を割くより、子どもたちと一緒に遊ぶ時間に当ててほしい。
- ・ 安全性が心配。調べると、フッ化ナトリウム... 毒性、化学物質という言葉が出てくる。自然界にない物を体の中に入れるのは怖く感じる。
- ・ 子どもたちの誤飲の可能性や間違った使い方をする可能性もあるかもしれません
- ・ 定期的に歯科検診に行っているの。
- ・ させたいのですが、うがいができないので
- ・ 副作用などの例があればやめた方がいい
- ・ 子どもの虫歯は、親の責任であり、学校や自治体の問題ではないと思います。導入を急がずもう少し、慎重に議論すべきではないでしょうか。
- ・ 必要性がよくわからない。

その他のご意見

- ・ 先生の負担にならないようにお願いします。
- ・ 小学校になると、自分たちで進めることが多くなると思いますが、薬の管理など、子どもたちにも伝えていただけるとありがたいです。
- ・ 教育長さんの説明が、分かりやすかった。TCCでの映像でとても簡単に子どもたちがやっているのを見て、理解しやすかった。
- ・ 成長するにつれて、歯磨きを子ども自身に任せてしまいがちでした。家庭での仕上げ磨きやチェックを改めて、親も意識しようと思います。
- ・ 学校にあるシャボネットも劇薬です。学校の先生の負担にならないように町から3名来て、対応してほしい。
- ・ どちらでもよいです。薬をいただけたら、家でもやります。

小学校でのフッ化物洗口事業の実施についてのアンケート結果(大栄小学校)

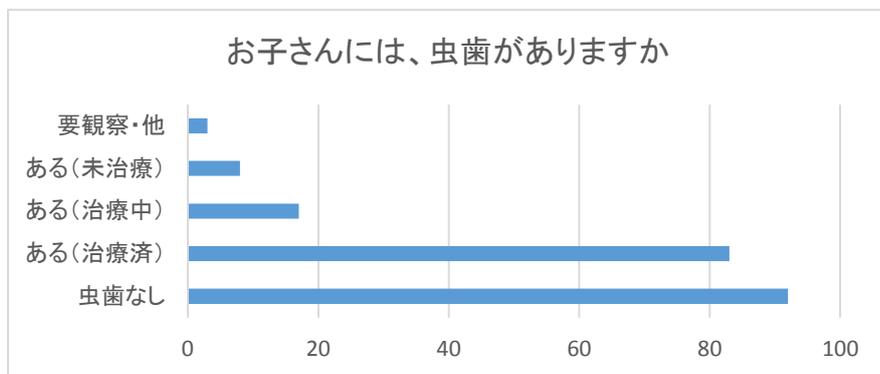
問1 お子さんは、何年生ですか

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
55	40	35	27	23	23

回答(家庭数)
203 / 279 73%

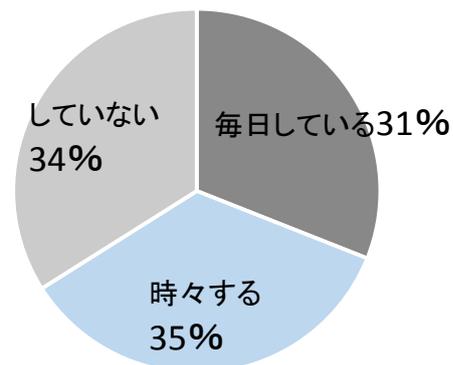
問2 お子さんには、虫歯がありますか

	ない	ある(治療済)	ある(治療中)	ある(未治療)	要観察、未記入
1年生	24	23	6	1	1
2年生	15	18	4	3	
3年生	16	13	4	1	1
4年生	14	9	3	1	
5年生	11	11	0	1	
6年生	12	9	0	1	1
	92	83	17	8	3



問3 お子さんに仕上げ磨きをしていますか

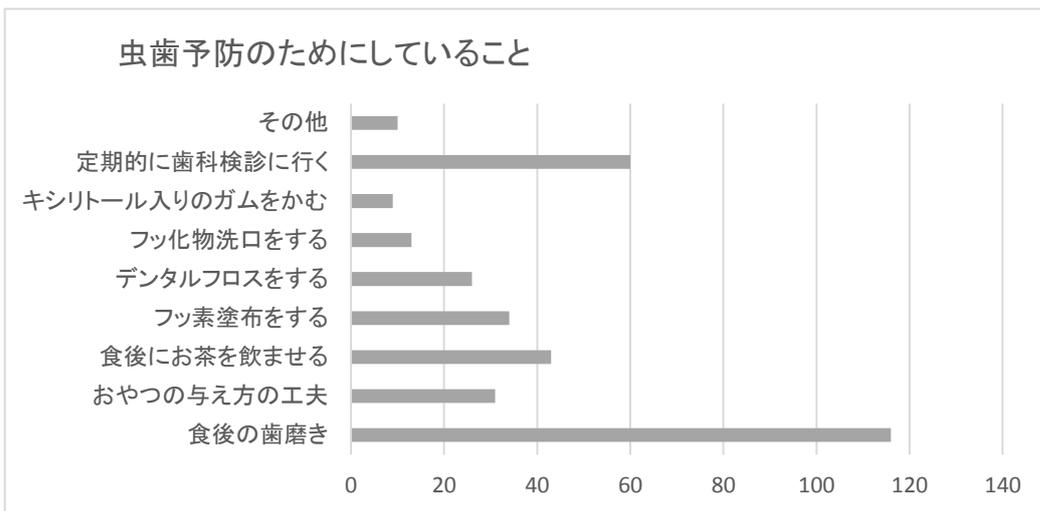
	毎日している	時々している	していない
1年生	31	21	3
2年生	17	13	10
3年生	8	17	10
4年生	4	13	10
5年生	2	6	15
6年生	1	1	21
	63	71	69



問4 お子さんの虫歯予防のためにしていることは、何ですか

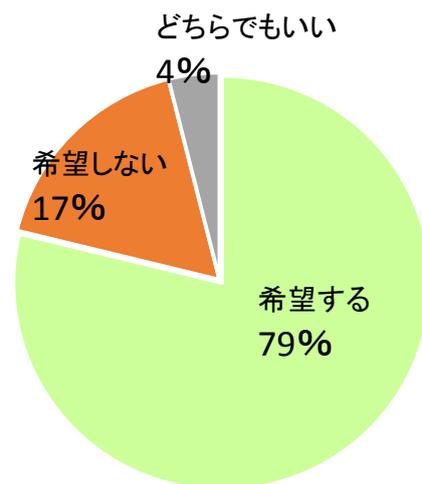
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
食後の歯磨き	37	23	18	11	12	15	116
おやつとの与え方の工夫	10	7	6	5	1	2	31
食後にお茶を飲ませる	14	8	9	7	4	1	43
フッ素塗布をする	20	3	4	3	2	2	34
デンタルフロスをする	6	5	6	4	4	1	26
フッ化物洗口をする	3	4	1	1	3	1	13
キシリトール入りのガムをかむ	6	0	2	1	0		9
定期的に歯科検診に行く	23	10	14	5	6	2	60
その他	3	2	2	2		1	10

その他 :1日3回きちんと歯磨き :うがい :仕上げ磨き :フッ素入り歯磨き粉を使用



問5 小学校でフッ化物洗口をすることについての考えをお聞きます

	希望する	希望しない	どちらでもいい
1年生	44	10	1
2年生	33	6	1
3年生	29	6	0
4年生	23	2	2
5年生	19	3	1
6年生	12	8	3
	160	35	8



希望する理由

- ・ 保育所の時に子どもがフッ化物洗口を通して、歯の大切さを学んだので、実施していただけるのなら、してもらいたい。
- ・ 子どもにとって良い事はしてほしい。こども園でもしていたので。(多数)
- ・ 集団で、虫歯予防効果が期待できる。(多数)
- ・ 健康のため。
- ・ 親も虫歯で苦労したので、良いということは積極的にしてほしい。
- ・ 家では、なかなかできない。どういふものを使えばよいか不安。
- ・ 学校以外でフッ素をすることがないため。

希望しない理由

- ・ 園において、フッ化物洗口をしていた子どもも虫歯になっており、毒性等の議論もある中であまり効果に期待が持てないため。
- ・ フッ化物洗口をすれば、虫歯にならないと勘違いしてしまう可能性がある。
- ・ 低学年の子どもには上手にできなくて不安がある。
- ・ 先生の負担感が、増すようでしたらしくなくても良い。(多数)
- ・ 保育園ではないので。各家庭で、何らかの対応をすればよいと思います。
- ・ 歯磨きの習慣を身につける方が大事。
- ・ 少量ずつにしても、身体に良くない物が含まれているため、こども園の時もさせていなかった。
- ・ 重曹も同程度の予防効果が、あるとされているので、フッ素である必要は、ないと考えている。フッ素には強化作用はない。
- ・ デメリットも含めて説明をして、実施希望をとるなどしてほしいです。
- ・ 教育機関などに委ねることで、保護者の意識が薄れていってしまう。歯を守ることも大事だが、そのためには、保護者が、どうしていかなくてはいけないかを考えていくべきだと思う。

その他のご意見

- ・ 身体への影響は、大丈夫でしょうか。
- ・ 北栄町の子は他の町に比べ、虫歯が多いと聞きます。その原因は、なぜなのかをまず調べる事が必要なのではないのでしょうか？
- ・ 子ども達にも歯磨きなど、薬に頼るのではなく、自分たちで、自分の歯を大切にすることができるような意識づけをしていくことの方が、大事なのではないかと思う。
- ・ かかりつけの歯科医の話では、ちゃんとした歯磨き後での使用でなければ、あまり効果は期待できないとお話だったので、1年生本人の歯磨き程度では、どうかと思います。
- ・ 実施希望ありなしの子で、特に低学年等、間違いのトラブルが起こりそう。
- ・ 毎日の歯磨きで充分だと思っている。
- ・ 身体に悪いことでなければさせてやりたいが、遊びの時間が無くなったり、先生の負担が増える事で他の部分がおろそかになっては、いけないから。
- ・ 各家庭配布～家庭実施という方法でも良いのでは？
- ・ 学校での管理が、難しいこと、責任を持ちきれないことなど、承知のうえですが、何か方法の検討をお願いします。
- ・ 歯科医の先生をお呼びして、保護者への講習、周知の徹底をはかってはどうでしょうか。
- ・ 重曹でも効果が同じなら、安価で食品や歯磨き粉に入っている重曹でいいのではないかと思います
- ・ 家でフッ素入りの歯磨き粉を使用しており、洗口をプラスすることでフッ素の取りすぎになりませんか
- ・ 学校で実施することになった場合、歯科医院でのフッ素塗布は不要ですか？
- ・ 後1年なので、今さらいい。
- ・ もし、することになっても、親の意向を聞いて、受けない選択肢も作ってほしい。
- ・ 保護者が、責任をもって見るべきことを学校に委ねすぎていると思います。
- ・ こども園で実施していたのに、なぜ小学校でしないのか疑問でした。

北栄町明るい選挙推進協議会委員の推薦について

○福光氏退任に伴い教育委員から1名を推薦

概 要 選挙管理委員会や社会教育団体等と協力し、明るい選挙の推進を図る

報 酬 2,000円/回

任 期 平成30年6月1日から平成31年2月14日（福光氏残任期間）

担 当 総務課

その他 教育委員から2名選出（1名は磯江代理）

平成30年度北栄町学校給食事業 実施計画

平成30年4月 北栄町学校給食センター

1 会議

給食主任会(旧献立委員会)	○毎月開催 各校・園とセンターとの各種取り組みの協議、情報共有のほか、次月の学校・園行事との献立調整を行う。
---------------	---

2 実施事業

① 給食の実施	毎日 約1,350食(小・中・北条こ) 年間回数 各小中学校:191回、北条こども園:236回(予定)												
② 食育の推進	(1) 特色ある給食の取り組み	○ 1日「いいね北栄給食の日」 ○ 8日「カミカミデー」 ○ 19日「和食の日」 ○ 22日「エコ給食の日」 (おすすめ給食、リクエスト給食など。)											
	(2) 食育月間(6月)	○北栄町学校給食食育週間 6/20～6/23 テーマ「外国の食事から日本の食文化を知ろう」～サッカーワールドカップ給食～ サッカーワールドカップ給食にちなみ、開催国のロシア及び日本との対戦国の食事を提供し、食文化を考える機会とする。											
	(3) 食に関する指導	栄養教諭が年間を通して給食時間や教科等で指導を実施。											
	(4) 全国学校給食週間(1/24～1/30)	○ 特色ある給食 食に関するテーマを設定し、児童生徒の興味関心を深める。 ○ 交流給食 町内の小学校で児童と 町長他、JA女性会、東洋食品他。児童と一緒に給食を試食し交流を図る。 ○ 学校給食作品展 2月上旬から2週間、中央公民館ロビーに児童生徒の給食や食に関する作品を展示。											
	(5) バイクン給食	○「卒業バイクン給食」 町内小学校6年生、中学校3年生対象にバイクン給食を実施。											
	(6) サプライズ給食	○ 給食費(保護者負担)に一部町費を上乗せし、北栄町の特産物等を使ったおかず、デザートなどをサプライズ的に給食で提供。子どもたちに「北栄町に住んでよかった」と思ってもらえるような取り組みとする。 併せて、取り組みを各種メディアに情報提供し、北栄町食材のPRにも繋げる。											
③ 試食会	<table border="0"> <tr> <td>○PTA対象</td> <td>○その他</td> </tr> <tr> <td>・北条こども園</td> <td>・民生児童委員試食</td> </tr> <tr> <td>・北条小学校</td> <td>・マンガイラスト教室</td> </tr> <tr> <td>・大栄小学校</td> <td>・学校給食週間交流給食</td> </tr> <tr> <td>・北条中学校</td> <td>・その他</td> </tr> <tr> <td>・大栄中学校</td> <td></td> </tr> </table>	○PTA対象	○その他	・北条こども園	・民生児童委員試食	・北条小学校	・マンガイラスト教室	・大栄小学校	・学校給食週間交流給食	・北条中学校	・その他	・大栄中学校	
○PTA対象	○その他												
・北条こども園	・民生児童委員試食												
・北条小学校	・マンガイラスト教室												
・大栄小学校	・学校給食週間交流給食												
・北条中学校	・その他												
・大栄中学校													
④ 地産地消の推進	<p>地元食材を中心に鳥取県産食材の使用を推進する。</p> <table border="0"> <tr> <td>毎月中旬</td> <td>地産地消検討会 (JA女性会(北条、大栄)、JA女性会事務局、東洋食品)</td> </tr> </table>	毎月中旬	地産地消検討会 (JA女性会(北条、大栄)、JA女性会事務局、東洋食品)										
毎月中旬	地産地消検討会 (JA女性会(北条、大栄)、JA女性会事務局、東洋食品)												
⑤ 食物アレルギー食対応	こども園(2名) 小学校(9名) 中学校(6名) 計(17名)												
	毎月	次月の対応食献立確認。必要に応じ保護者と面談。											
	4月	各学校の関係者との対応の確認。											
	2月～3月	新年度に向けて保護者と面談。											
⑥ 研修会(参加含む)	11月中旬	東伯郡学校給食会学校給食衛生管理研修会											
	毎月	東洋食品職場研修(衛生管理・アレルギー等)											
	8月・1月	東洋食品衛生講習会、食物アレルギー講習会											
	2月中旬	学校給食主任研修会並びに合同研修会(北栄町中央公民館大栄分館)											
	(随時)	センター内衛生管理研修会											

3 学校給食費の徴収について

平成30年4月より学校給食費会計を「北栄町学校給食会」から「町一般会計」へ移行し取り扱う。

① 学校給食費			
小中学校 (職員含む)	1食単価	小学校:278円	中学校:330円
	年額	53,098円	63,030円
	月額	(5月~2月) 4,800円 (3月) 5,098円	(5月~2月) 5,500円 (3月) 8,030円
② 徴収・精算等			
徴収 ○指定金融機関の口座振替(2回払・月払) ○納付書払い(2回払・月払)			
精算 ○欠食報告及び行事欠食 ○3月末徴収分で調整			

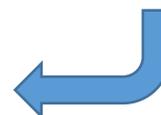
北栄町発達支援体制整備計画

北栄町まちづくりビジョン

北栄町障がい者計画
北栄町教育大綱 北栄町教育振興計画
北栄町子ども子育て支援事業計画

[基本理念]

誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり
自立し、社会参加できる人づくり



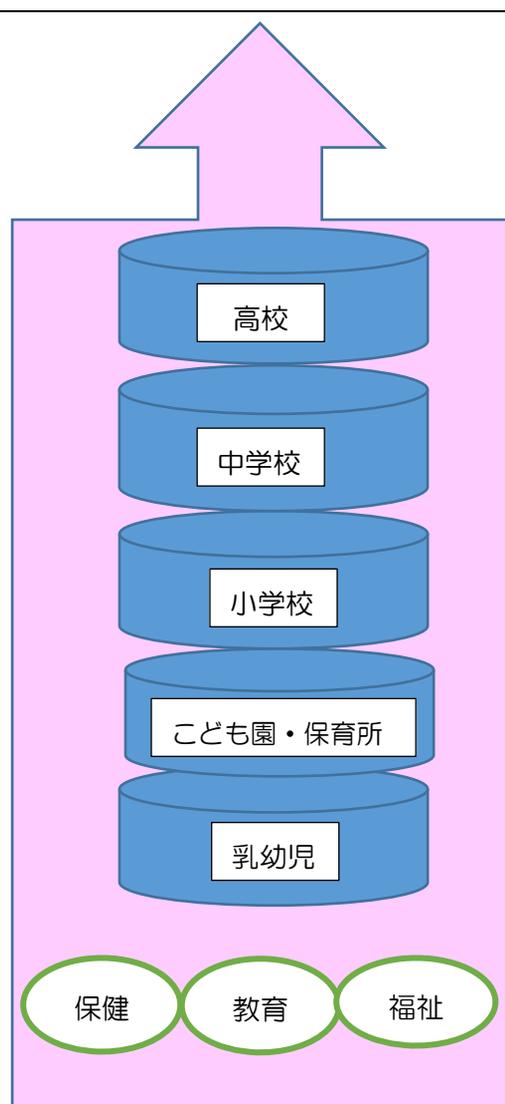
[基本目標]

H30~33

発達に支援を必要とする乳幼児・児童・生徒に対して、乳幼児期から青年期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図る。

H30 目標 乳幼児期から青年期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

重点項目



1 早期の気づき・早期支援の推進

- 乳幼児健診及び健診後園訪問
- 健診や園訪問などの情報共有
- エール巡回相談・要請相談

2 幼児期、学齢期、青年期の指導・支援の充実

- 保育教諭補佐員（加配）の配置・特別支援教育補佐員の配置
- 通級指導教室の充実（小学校通級指導教室増設）
- 放課後等を過ごす場の確保及び情報提供
- 高校等訪問（訪問後のフォロー）

3 個別の支援計画、指導計画作成・活用と保・こ・小・中・高の円滑な移行のための情報共有

- 移行支援会議の確実な実施促進
- 支援を受けている幼児児童生徒の「個別の指導計画」及び「個別の支援計画」の作成及び活用促進

4 指導者の人材育成

- 園・教職員等の専門性の向上のための研修会
- 放課後児童支援員等の対応力向上のための研修
- 特別支援教育主任会・特別支援学級担任研修会・MIM 研修会

5 保護者支援の充実

- 発達支援相談窓口の明確化
- ペアレントトレーニング
- 年齢に合わせた接し方のパンフレット配布
- 制度やサービスについての情報提供・保護者同士のつながり（ガイドブック配布）

6 発達障がい等についての理解促進

- 講演会の開催

北栄町発達支援連携協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障がいのある又は発達に支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒に対して、自立と社会参加に向けた早期からの適切な支援を継続して行う体制の整備と充実を図るため、北栄町発達支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生活の支援及び療育に関すること。
- (2) 保育所（園）、こども園、小学校及び中学校の支援体制及び職員の資質向上に関すること。
- (3) 行政関係課及び関係機関の連携及び調整に関すること。
- (4) 発達支援に関する広報及び啓発に関すること。
- (5) その他目的の達成に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校及び中学校の代表者
 - (2) 保育所（園）及びこども園の代表者
 - (3) 保護者の代表者
 - (4) 療育関係者
 - (5) 福祉関係者
 - (6) 労働関係者
 - (7) 特別支援教育に見識を有する者
 - (8) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、一部の委員による会議を開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た個人の秘密に関する事項を、他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

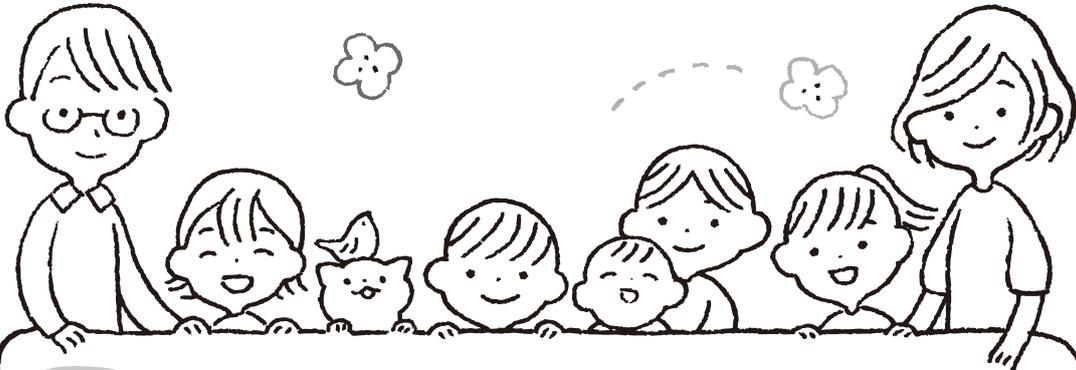
附則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

平成
30
年度

ペアレント・トレーニング講座

発達障がいのある、または発達に支援を必要とする児童の保護者を対象に、児童への適切なかわり方を具体的に学び、実践していくことにより、子育てへの気づきを促し、より良い親子関係の構築を図ります。



対象 町内在住で、おおむね3歳から小学校低学年の発達が気になる子どもを持つ保護者で、原則全6回の講座の受講が可能な方

定員 10名程度

日程 平成30年7月24日(火)～10月23日(火)【全6回】
19:00から20:30

会場 大栄農村環境改善センター 会議室3

無料

	講座	グループワーク	ホームワーク
第1回 7/24(火)	オリエンテーション 「ほめ上手①」 ～自己コントロールを育てるほめ方～	・自分の子どもの紹介 ・プチリラクゼーション ・ほめリストの記入	調査票の記入
第2回 8/7(火)	「ほめ上手②」 ～ほめ上手の4つの技～	・ホームワークの発表 ・いいところ探し ・プラスのかかわり	「ほめようシート」の 実施、記録 ※2週間家庭で取組み記録
第3回 8/28(火)	「整え上手」 ～整え上手のコツ～	・ホームワークの発表 ・環境を変えてみよう	「ほめマスターに挑戦！」 実施 ※2週間家庭で取組み記録
第4回 9/11(火)	「伝え上手」 ～約束の上手な伝え方～	・ホームワークの発表 ・理解しやすい言葉がけ	「整え上手に挑戦！」 ※2週間家庭で取組み記録
第5回 9/25(火)	「教え上手」 ～行動に働きかける方法～ 「まとめ」	・ホームワークの発表 ・援助のポイント	「やくそくシート」 ※2週間家庭で取組み記録
第6回 10/23(火)	フォローアップ講座 座談会 修了証の交付	・ホームワークの発表 ・ペアトレの振り返り	「手続き作成表」 ※4週間家庭で取組み記録



申し込み
問い合わせ先

北栄町教育委員会事務局 教育総務課

☎37-5870 FAX 37-3242



ペアレント・トレーニング講座 受講の流れ

～ ご夫婦での参加も大歓迎です！～

STEP 1 お申込み

参加申込書を郵送または FAX でご提出。

定員に達した場合は受講をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

STEP 2 受講決定

担当者が受講決定について連絡します。

お子さまの様子や、ご家庭での困り感などについてアンケート形式の聴き取りをさせていただきます。

STEP 3 受 講

全6回の講座を受講します。

毎回ホームワークを実施していただきます。欠席しないよう受講しましょう。

STEP 4 修了証発行

最終回には修了証をお渡しします。

受講後に、簡単なアンケートにご協力いただきます。必要に応じて個別相談をお受けします。

★ペアレントトレーニングって何するの？★

子育てをしている中で、「こんなとき、どう接したらいいの？」
と思ったことはありませんか。

本講座では、鳥取大学医学系研究科 井上研究室の長年の実践による効果が実証されている「ペアサポ・ハンドブック」をテキストとして使用します。

講義のみではなく、ご家庭ですぐに実践できるホームワークもあります。

また、他の参加者の方々と情報交換をしたり、交流したりしながら楽しく学ぶことができます。

お子さんに合わせた接し方を、一緒に見つけてみませんか？



「支援が必要な 子どもの支え方」

無料!
です!

～家庭や学校でできる不登校などの予防～



日時 平成30年7月12日(木)
19:00～20:45

場所 大栄農村環境改善センター ホール
北栄町由良宿423-1(役場大栄庁舎隣)

対象 町民、保護者、支援に関わっている方
その他関心のある方

長年、多くの発達障がいのある方(幼児から成人まで)に接してこられた小栗正幸さんを講師にお招きし、その豊富な指導経験から、具体的な対応や支援の実践方法についてお話いただきます。

参加者一人ひとりが発達障がいへの理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域となるよう、多くの方のご参加をお待ちしています!



講師 特別支援教育ネット代表
宇部フロンティア大学臨床教授 **小栗 正幸 氏**

【プロフィール】

法務省所属の心理学の専門家(法務技官)として各地の矯正施設に勤務。現在、三重県教育委員会事務局特別支援教育課発達障がい支援委員スーパーバイザー、三重県四日市市教育委員会教育支援課スーパーバイザーを務める。一般社団法人日本LD学会代議員・編集委員。

専門領域は、犯罪心理学、思春期から青年期の逸脱行動への対応。

「支援・指導のむずかしい子を支える魔法の言葉」「発達障害児の思春期と二次障害予防のシナリオ」など、著書多数。



※託児をします。希望される方は7月4日(水)までに電話で予約をお願いします。

申し込み
問い合わせ先

北栄町教育委員会事務局 教育総務課
☎37-5870 FAX37-3242

【主催:北栄町、北栄町教育委員会 後援:北栄町障がい者地域自立支援協議会】